

官報

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

〔省 令〕

○商品投資販売業者の業務に関する省令の一部を改正する省令
(大蔵・通産一〇)

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産・通産九)

○商品取引員受託業務保証金規則の一部を改正する省令(同一〇)

〔規 則〕

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則(人事院九一七―六四)

○人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則(同九一三〇―三四)

○人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則(同九一四〇―一二)

○人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(同九一五五―四四)

○人事院規則一一一四(職員的身分保障)の一部を改正する人事院規則(同一一四―二)

○繊維製品品質表示規程を定める件
(通産五五八)

○明石海峡大橋関連航路の指定に関する告示の一部を改正する告示
(運輸六〇七)

○新尾道大橋等関連航路の指定に関する告示の一部を改正する告示
(同六〇八)

○道路に関する件
(建設一七二八―一七三二)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係
特殊法人等
端末機器技術基準適合認定、特定無線設備技術基準適合証明、回路配置
利用権の設定の登録、プログラムの著作物に係る登録関係

〔告 示〕

○大蔵省令第十号
通商産業省令第十号
商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第十六条、第十七条及び第十八条の規定に基づき、商品投資販売業者の業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成九年十月一日
大蔵大臣 三塚 博
通商産業大臣 堀内 光雄

商品投資販売業者の業務に関する省令(平成四年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項各号を次のように改める。
一 商品投資販売業者及び商品ファンド(商品投資受益権に係る財産をいう。以下同じ)の運用を行う者(以下「運用業者」という。)並びに商品ファンドに関し業務上密接な関係を有する者(以下「関係業者」という。)のうち主要な者であつて次に掲げるものの商号又は名称、住所及び代表者の氏名
イ 商品ファンドの運用に関与する商品投資顧問業者及び法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第三十条の商品投資顧問業の許可と同種の許可等を受けている者
ロ 商品ファンドから出資を受ける者(運用業者を除く。)
ハ 運用業者及びロに掲げる者が当該商品ファンドの運用を委託する者
ニ 商品投資販売業者の許可番号
三 商品投資販売業者及び運用業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名称をもって所有している者をいう。)の商号、名称又は氏名並びに他に事業を行つておるときは、その種類
四 運用業者の財産の運用開始日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

省 令

五 運用業者の役員及び商品ファンドを運用する主要な使用人(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、商品ファンドの運用について責任を有する者をいう。)の氏名並びに役員が他の法人の常務に就任し、又は事業を営んでいるときは、当該役員及び業務の種類又は当該事業の種類
六 商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲に関する事項
イ 商品投資販売契約の種類
ロ 顧客から出資された財産又は信託財産に関する顧客の監視権の有無及びその内容
ハ 顧客から出資された財産又は信託財産の所有関係
ニ 顧客の第三者に対する責任の範囲
ホ 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項
ヘ 顧客から出資された財産又は信託財産に関する収益及び償還金の受領権
七 商品投資契約又は信託契約に係る法令等の概要
八 顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態について、元本確保型(元本の確保の方法及び確保できる金額を記載すること)、積極運用型(予想される損失の範囲について記載すること)等の別及び追加募集の有無
九 顧客から出資された財産又は信託財産の投資の内容及び方針に関する次の事項
イ 主要な商品投資の内容(地域別、種類別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること)並びにその他の投資の内容及び投資基準
ロ 法令等に記載された投資制限及びその他の根拠
ハ 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無並びに投資制限を設ける場合には当該制限の内容及びその根拠
ニ 繰上償還の有無
ホ 運用終了予定日
ト 商品ファンドの運用に係る計算期間(一年以内で定めること。「計算期間」という。)

ますふ化場事業場の項中「北海道さけ・ますふ化場事業場」を「さけ・ます資源管理センター事業場」に、「事業場長」を「事業所長」に改める。
別表労働省の都道府県婦人少年室の項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成九年十月一日

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

附則
この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成九年十月一日

人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、この規則の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成九年十月一日

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部を改正する人事院規則

静内事業場」を「さけ・ます資源管理センター千歳支所静内事業場」に、「北海道さけ・ますふ化場根室支所計根別事業場」を「さけ・ます資源管理センター根室支所計根別事業場」に、「北海道さけ・ますふ化場根室支所伊茶仁事業場」を「さけ・ます資源管理センター根室支所伊茶仁事業場」に改める。
別表長崎県の項中「上原郡上対馬町大字古里四四五—海上保安庁燈台部電波標識課オメガセンターオメガ局運用室」を削る。

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四一(職員身分保障)の一部を改正する人事院規則

織維製品品質表示規程 (表示事項)
第一条 織維製品の品質に關し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる織維製品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。
(定義)
第二条 この規程において「組成織維」とは、別表第一の二に掲げるものをいう。
第三条 この規程において「混用率」とは、組成織維中における織維の種類が一又は二以上の織維製品について、その一の種類組成織維の質量のすべての組成織維の質量に対する割合をいう。この場合において、組成織維の質量は、その水分率を別表第二に掲げるものとした場合における質量によるものとする。
第四条 この規程において「取扱い給表示」とは、日本工業規格L〇二七(織維製品の取扱いに關する表示記号及びその表示方法)の2・2に規定する記号をいう。
第五条 この規程において「はっ水性」とは、織維製品の表生地について、次の各号に掲げる試験を行った場合に、日本工業規格L〇九二(織維製品の防水性試験方法)の5・2に規定するはっ水度が、それぞれ七〇点以上である性質をいう。
一 同規格の3・2(1)に規定するC法(家庭用電気洗濯機を用いる方法)による処理(以下「水洗い処理」という)を三回繰り返したのち、同規格の5・2に規定する方法により行う試験
二 同規格の3・2(2)に規定するドライクリーニング処理を三回繰り返したのち、同規格の5・2に規定する方法により行う試験
第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者(以下「表示者」という)は、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき織維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。
一 織維の組成の表示については、組成織維であるすべての織維の名称を示す用語にそれぞれ織維の混用率を百分率で示す数値を併記して表示(織維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かつて表示)し、織維工業品質表示規程(昭和三十一年通商産業省告示第二十五号)の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して

告示

通商産業省告示第五百五十八号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、織維製品品質表示規程を次のように定める。
なお、織維製品品質表示規程(昭和三十八年通商産業省告示第二十二号)は、平成九年九月三十日限り、廃止する。
平成九年十月一日
通商産業大臣 堀内 光雄

附則

(施行期日) 第一条 この規程は、平成九年十月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 平成十年九月三十日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

別表第一(第一条関係)

第三条 第三条第一号の規定は、繊維製品の一部の部位に合成皮革を使用している場合については、この規程の施行の日から二年間は適用しない。
第四条 附則第二条の規定に基づき繊維製品の品質に関する表示が行われたものについては、平成十二年九月三十日までこの規程は適用しない。

繊維製品

品質に関し表示すべき事項

| | |
|---|----------------------------|
| 一 令別表第十号(一)の糸、同号(二)の織物、ニット生地及びレーズ生地、下着(組成繊維中における繊維の種類が一のものの混用率が五〇パーセント以上を有するもの)及び組成繊維中における組成繊維が絹のみの織物(以下この表において「特定織物」という)のみに表生地を使用し又は加工した繊維及び手ぬぐい、羽織及び着物(特定織物のみを表生地を使用して製造し又は加工したものに限る)、マフラー、スカーフ及びシル、床敷物(パイルのあるものに限る)、ふとん、テーブル掛け、ネクタイ、水着、ふろしき、帯並びに帯締め及び羽織ひも | 繊維の組成 |
| 二 上衣、ズボン、スカート、ドレス及びホームドレス、ブルオーパー、カーデiganその他のセーター、ワイシャツ、開襟シャツ、ボロシャツその他のシャツ、ブラウス、エプロン、かつぽう下着(組成繊維中における繊維の種類が一のもの)、パイル加工を施したものを除く)及び特定織物のみに表生地を使用した製造した和服用のものを除く)の衣類、寝衣、毛布、敷布、羽織及び着物のみに表生地を使用した製造し又は加工したもの(特定織物のみを表生地を使用した製造し又は加工したもの)並びに毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド | 繊維の組成 家庭洗濯等取扱方法 |
| 三 オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコートその他のコート(特定織物のみを表生地を使用して製造し又は加工した和服用のものに限る) | 繊維の組成 はつ水性 |
| 四 オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコートその他のコート(特定織物のみを表生地を使用して製造し又は加工した和服用のものを除く) | 繊維の組成 家庭洗濯等取扱方法 はつ水性 |

備考 はつ水性については、はつ水に類する用語又ははつ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いている場合を除き必ずしも表示することを要しない。

別表第一の二(第二条関係)
「組成繊維」とは、次の各号の繊維製品についてそれぞれ各号に定める繊維をいう。
一 糸については、それを組成する繊維
二 織物については、それを組成している糸(耳糸を除く)を組成する繊維。ただし、床敷物用織物については、パイルを組成する繊維
三 ニット生地については、それを編成している糸を組成する繊維
四 レーズ生地については、それを構成している糸を組成する繊維

五 衣料品等のうち上衣、スカート、ドレス及びホームドレス、オーパーコート、トップコート、スプリングコート、レインコートその他のコート、羽織及び着物、ふとん並びに帯締め及び羽織ひも以外のものについては、その生地(表生地以外に生地を使用しているものについては表生地、足袋については表地、表底地及び甲裏地)を組織し、編成し又は構成している糸(床敷物については、パイル)を組成する繊維
六 上衣、スカート、ドレス及びホームドレス、オーパーコート、トップコート、スプリングコート、レインコートその他のコート並びに羽織及び着物については、その表生地及び裏生地(スカート以外のものについては、胸、背及びその裏生地の面積の表生地に対する割合が五パーセントを超えるものに限る)を組織し、編成し、又は構成している糸を組成する繊維
七 ふとんについては、詰物を組成する繊維及びふとんがわの生地を組織し、編成し又は構成している糸を組成する繊維
八 帯締め及び羽織ひもについては、それを組成する繊維
別表第二(第二条関係)

| 繊維 | 水分率 |
|-----------------------------|-----------|
| 綿 | 八・五パーセント |
| 毛 | 一五・〇パーセント |
| 絹及び麻 | 一二・〇パーセント |
| ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維 | 一一・〇パーセント |
| アセテート繊維 | 三・五パーセント |
| その他のもの | 六・五パーセント |
| プロミックス繊維 | 五・〇パーセント |
| ナイロン繊維 | 五・〇パーセント |
| アラミド | 四・五パーセント |
| ビニロン繊維 | 七・〇パーセント |
| ポリ塩化ビニレン系合成繊維及びポリ塩化ビニル系合成繊維 | 五・〇パーセント |
| ポリエステル系合成繊維 | 〇・四パーセント |
| ポリアクリルニトリル系合成繊維 | 二・〇パーセント |
| ポリエチレン系合成繊維及びポリプロピレン系合成繊維 | 〇・〇パーセント |
| ポリウレタン系合成繊維 | 一・〇パーセント |
| ポリクラーレル繊維 | 三・〇パーセント |
| ガラス繊維 | 〇・〇パーセント |
| 炭素繊維 | 〇・〇パーセント |

| | |
|--------------------------|-----------|
| 麻(亜麻及び苧麻に限る。) | 麻 |
| ビスコース繊維 | レーヨン |
| 平均重合度が四五〇以上のもの | RAYON |
| | ポリノジック |
| その他のもの | レーヨン |
| | RAYON |
| | キャプラ |
| 銅アンモニア繊維 | アセテート |
| アセテート繊維 | アセテート |
| 水酸基の九二パーセント以上が酢酸化されているもの | ACEFATE |
| | トリアセテート |
| その他のもの | アセテート |
| | ACEFATE |
| プロミッククス繊維 | プロミッククス |
| ナイロン繊維 | ナイロン |
| | NYLON |
| | ナイロン |
| | NYLON |
| | アラミド |
| | NYLON |
| ビニロン繊維 | ビニロン |
| | ビニロン |
| ポリ塩化ビニリデン系合成繊維 | ビニリデン |
| | ビニリデン |
| ポリ塩化ビニル系合成繊維 | ポリ塩化ビニル |
| | ポリ塩化ビニル |
| ポリエステル系合成繊維 | ポリエステル |
| | POLYESTER |
| ポリアクリルニトリル系合成繊維 | アクリル |
| 上のもの | アクリル |
| その他のもの | アクリル系 |
| | アクリル系 |
| ポリエチレン系合成繊維 | ポリエチレン |
| | ポリエチレン |
| ポリプロピレン系合成繊維 | ポリプロピレン |
| | ポリプロピレン |
| ポリウレタン系合成繊維 | ポリウレタン |
| | ポリウレタン |

| | |
|------------------|--|
| ポリクラーレル繊維 | ポリクラーレル |
| ガラス繊維 | ガラス |
| 炭素繊維 | 炭素繊維 |
| 金属繊維 | 金属繊維 |
| 羽毛 | ダウン |
| | フェザー |
| | その他の羽毛 |
| 前各項上欄に掲げる繊維以外の繊維 | 「指定外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの(ただし括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。) |
| | その他の羽毛 |

別表第六(第六条、第七条関係)

一 毛布の毛羽を構成している繊維以外の組成繊維(毛羽の部分の表示である旨を示す用語を付記する場合に限る。)

二 裏毛ニット生地又は裏毛ニット生地を生地として使用している衣料品等については、裏毛の組成繊維(表である旨を示す用語を付記する場合に限る。)

三 金属糸、うるし糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄織糸及びセロファン糸の組成繊維(金属糸、うるし糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄織糸及びセロファン糸を使用する旨を付記する場合に限り、これらの糸を二種類以上使用しているときは、一種類の糸の名称を表わす用語に「等」の用語を併記することをもつてすべての糸の名称を付記することに代えることができるものとする。)

四 ネット若しくはストラップの部分とネット若しくはストラップ以外の部分の組成が異なるネットヤーン及びストラップヤーン並びにこれを使用して製造し又は加工した繊維製品のネット又はストラップの組成繊維(ネット又はストラップの組成繊維の種類及びネットヤーン若しくはストラップヤーンを使用する旨を付記する場合に限る。)

五 表生地の一部にレース生地(地組織を有するものに限る。)を使用して製造し又は加工した衣料品等のそのレース生地を使用した部分の地組織以外の組成繊維(地組織である旨を示す用語を付記する場合に限る。)

六 しんを使用している帯締め及び羽織ひもについては、しんの組成繊維(しんを使用している旨を付記する場合に限る。)

別表第七(第七条の二関係)

| | |
|--|-------------|
| 一 日本工業規格L〇二一七の2・2の表1(洗い方(水洗い))の番号一〇七の取扱いは表示 | 水洗い処理 |
| 二 日本工業規格L〇二一七の2・2の表4(ドライクリーニング)の番号四〇三の取扱いは表示 | ドライクリーニング処理 |